

本交渉議事録

- ① 日 付：平成 30 年 9 月 25 日
- ② 議 題：「2018 年度年末一時金の申し入れについて」
- ③ 出席者：局 側：総務部長、職員課長、職員課長代理 等
組合側：執行委員長、副執行委員長、書記長 等

(局) まずは交渉に先立ち、この間発生した西日本豪雨及び台風 21 号の影響による大阪市内の停電への対応について、総務部長より一言申しあげる。

日頃は、局事業の円滑な運営にご協力いただき感謝申し上げます。

今年は、度重なる災害等に伴う支援活動を行っていただいております、5 月の和歌山市における濁り水への応援、6 月の大阪府北部を震源とする地震への対応に引き続き、7 月の西日本豪雨及び今月の台風 21 号の影響によるマンション等の建物における断水への対応についても、職員の皆様には、猛暑の中、応急給水活動等の支援活動にご尽力いただいたことに、改めて感謝申し上げます。この貴重な経験については、今後想定されている大規模地震発生に備え、危機管理体制の強化に活かしてまいりたいと考えており、労働組合のみなさまには引き続きご理解、ご協力よろしくお願ひしたい。

それでは、ただ今から「2018 年度 年末一時金の支給について」の本交渉を始め

る。
この件については、先般、本部書記長を通じ、労働組合から申し入れがあるとのことであったので、本日、この場を開催させていただいたものである。労働組合から 2018 年度年末一時金の申し入れをお受けしたい。

<申し入れ書手交(書記長から労政係長へ)>

(組合) それでは、書記長から申し入れ書を読み上げ申入れとする。

<申し入れ書読み上げ>

(組合) 年末一時金についての申し入れ内容は以上である。

その上で、今年度の年末一時金の申し入れにあたり、何点か付け加えさせていただく。

現在、全国的に見ても、多くの自治体において、自治体職員の生活は一層厳しさを増している。地方公務員給与については、この間の政治的圧力により、さまざまな給与削減が実施されてきたことから厳しい状況が続いており、さらに「給与制度の総合的見直し」において地域間格差も一層拡大している。

大阪市職員の給与水準についても、依然として国や他都市よりも低い状況となっている。一方、本年4月からは退職手当制度の見直しがされ、支給率が引き下げられたことにより、組合員の生涯賃金にも影響を及ぼす事となった。

また、この間、市労連を通じて再三申しあげているが、2012年8月の「給与制度改革」により、給与水準が大幅に引き下げられ、各級の最高号給に多くの組合員が到達していることから、昇給・昇格改善を含めた、総合的な人事・給与制度の早急な確立を求めているが、この間、市側としての考え方が一定示された事に留まり、前進する気配さえない。

その上、技能職においては、給与の見直しとして、勤続年数を要素とするラスパイレス比較を行い、平均給与の水準についての民間との較差を解消するとしてマイナス7,822円（マイナス2.22%）の改定内容が提案された。

これは、技能労務職給料表については、2012年に見直しが行われ、大幅に給与水準が引き下げられたことにより、組合員の生活は困窮している現状を訴えてきたにもかかわらずの提案で到底納得出来るものではない。

本市技能労務職員の平均給与月額、平均年齢や役職構成等に相違があるものの、政令指定都市の中では低水準となっている。そのような調査結果であるにもかかわらず、勤続年数を要素としてラスパイレス比較を行ったことは、技能労務職員の給与の削減ありきとしか思えない。

次に、職員基本条例に基づく相対評価についてであるが、これまでの交渉でも度々申しあげているが、人事評価制度の目的が人材育成であることから、相対評価導入に対しては本来の趣旨から逸脱しており、制度そのものを容認できるものでないと市労連交渉において繰り返し指摘してきた。

特に、絶対評価点が標準評価を受けているにもかかわらず、相対化することにより下位区分に位置づけられるなど、職員のモチベーション低下は必至である。市側の一方的な思いで、相対評価結果が勤勉手当に反映されており、それによって支給額の差は元より、生涯賃金にも大きく影響を及ぼすことから、相対評価については即時廃止すべきである。

以上、縷々（るる）申しあげたが、水道局に働く職員は多くの課題を抱え込みながらも、日々、業務に真剣に向き合っている。

使用者たる当局においても、これらの課題に対して真剣に向き合って頂く事を強く求めておきたい。

最後に、大阪市においては、先の人事委員会交渉において勧告時期は9月末とされ、「月例給、一時金等の特別給の年間支給月数ともに、民間が公務を上回る」もの

と見込んでいることが明らかにされ「月例給及び特別給の改定の必要性について検討している」と示された。

我々としては、組合員の期待も非常に大きいことから、あらためて、大阪市に働く職員の生活実態を十分に踏まえた勧告を行うよう求めてきたところである。いずれにせよ、今後、本日申し入れた、2018年度年末一時金の申し入れと合せて、これらの人事委員会勧告に関わる課題は、市労連として団体交渉の場で改めて考え方を示すことになるのでよろしくお願ひしたい。

(局) ただ今、労働組合の皆さまから2018年度年末一時金の支給についての申し入れがあった。

改めて、本市水道事業を取り巻く状況を申しあげると、水需要の大幅な回復が見込まれない一方で、安心・安全で安定的な給水確保のため、喫緊の課題である管路の更新、耐震化などの震災対策をスピード感を持って進めていかなければならず、それらの財源を確保する必要があるため、当局をとりまく経営環境は依然として厳しい状況で推移することが見込まれている。

こうした経営状況の中でも、将来にわたって安定的で持続可能な経営を行うため、今年3月に策定した「大阪市水道経営戦略(2018-2027)」に基づき、事業経営に取り組んでいく所存であり、職員の皆様には引き続きご理解、ご協力をお願いしたい。

本日は今年度の年末一時金の申し入れを受けたところであり、ただ今申しあげた当局の経営状況や、本市全体の状況など様々な点を勘案しつつ、今後、市労連統一の場において、誠実に対応してまいりたいと考えているので、よろしくお願ひ申しあげ

る。

本日の本交渉はこれで終了する。